

# 平成 19 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

平成 20 年 8 月  
岩手県環境生活部環境保全課

## 1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

法第 28 条の規定により、焼却施設等の設置者には、排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類を 1 年に 1 回以上測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられています。

また、県知事は、施設設置者からの報告を取りまとめて公表することとされています。

(詳細は、表 1 ~ 3 のとおりです。)

### (1) 各施設に係る自主測定結果の報告状況

測定対象	施設数	報告施設数	未報告理由別施設数					計	基準超過施設数
			新設	休止等	廃止	未測定	分析中		
排出ガス	170	137	4	19	4	4	2	33	2
排水	6	6	-	-	-	-	-	-	0
ばいじん等	170	136	4	19	4	4	2	34	10

注 1)「施設数」は、平成 20 年 3 月 31 日現在の施設数に、平成 19 年度中に廃止した 4 施設を加えた数値である。

注 2)「未報告」中、「新設」は平成 19 年度中に設置された施設で、報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成 19 年度を通じて休止等のため報告がなかった施設である。

### (2) 排出ガスに係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0 ~ 14ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲であり、2 施設で排出基準を超過していました。

また、県が実施した 5 施設の測定結果は、0.0 ~ 7.3ng-TEQ/m<sup>3</sup>N の範囲であり、全ての施設で排出基準に適合していました。

なお、基準を超過した 2 施設については施設の改善を指導し、改善後、再度測定を行うよう合わせて指導しています。

### (3) 排水に係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.00082 ~ 3.4 pg-TEQ/L の範囲であり、全て排出基準値以下でした。(基準値：10pg-TEQ/L)

### (4) ばいじん等に係る基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0 ~ 25ng-TEQ/g の範囲でした。

このうち、ばいじん等の処理基準値( 3 ng-TEQ/g )を上回った施設は 10 施設ありましたが、溶融固化処理等により適正に処理されていました。

### (5) 自主測定を実施していない施設

平成 19 年度中に稼動していた施設( 新設を除く。)のうち、自主測定を実施しなかった施設は次のとおりでした。

排出ガス：4 施設

ばいじん等：4 施設

## 2 今後の対応

(1) 未測定の施設設置者については、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。

(2) 年間を通じて稼動休止により測定を実施していない施設の設置者に対しては、使用再開後は早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。

(3) 引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をします。

表1 自主測定結果報告状況（排出ガス）

測定結果の単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

特定施設種類	施設数	報告施設数	未報告理由別施設数					測定結果	
			新設	休止等	廃止	未測定	分析中	最小値～最大値	基準超過施設数
大気基準適用施設	170	137	4	19	4	4	2	0.0～14	2
廃棄物焼却炉 焼却能力	4t/h以上	5	5	0	0	0	0	0.00027～0.049	0
	2t/h～4t/h未満	24	23	1	0	0	0	0.0000037～1.3	0
	2t/h未満	141	109	3	19	4	4	0.0～14	2
水質基準適用施設	6	6	0	0	0	0	0	0.00082～3.4	0
パルプ製造塩素漂白施設	1	1	0	0	0	0	0	3.4	0
焼却炉廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設	3	3	0	0	0	0	0	0.00082～0.021	0
下水道終末処理施設	1	1	0	0	0	0	0	0.021	0
他工場の排水処理施設	1	1	0	0	0	0	0	3.4	0
合計	176	143	4	19	4	4	2		2

注1)「施設数」は、平成20年3月31日現在の施設数に、平成19年度中に廃止した4施設を加えた数値である。

注2)「未報告」中、「新設」は平成19年度中に設置された施設で報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成19年度を通して休止等のため報告がなかった施設、「廃止」は測定未実施のまま平成19年度中に廃止された施設である。

注3)平成19年度報告分を平成18年度内に報告している施設は、「報告施設数」欄に計上している。

表2 排出基準不適合施設

測定結果の単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

事業場名	所在地	特定施設種類	測定結果	基準値	超過原因	対応状況
有限会社 岩手ハツリ工業	盛岡市川目字 宇津野 19-12	廃棄物 焼却炉	14	10	原因不明。	自主測定による排出基準超過判明後、施設の稼働を休止。 施設の改善（各 부품の交換等）後、ダイオキシン類を再度測定した結果（4.9ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）、排出基準に適合していることを確認したことから、稼働を再開。
有限会社 岩手ファーム	盛岡市玉山区 大字松内字松内 53-5	廃棄物 焼却炉	7.6	5	排出ガスが、煙突中でダイオキシン類に再合成されたものと推測。	自主測定による排出基準超過判明後、施設の稼働を休止。 施設の改善（バグフィルターの設置）後、ダイオキシン類を測定した結果（7.7 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N）、排出基準を再度超過したことから、原因を早急に究明するとともに、対策を講じ、排出基準に適合することを確認できるまでは、施設を稼働しないよう指導。

注1) 自主測定及び行政による測定により排出基準超過が判明した施設について記載している。

表3 未報告施設

事業場名	所在地	特定施設種類	未報告理由	対応状況
有限会社 高橋興業 自己処分場	盛岡市上米内字白石 81-23	廃棄物焼却炉	施設は稼動していたが、 測定を実施しなかったもの。	早急に測定を実施のうえ、 結果を報告するよう指導し、 平成20年5月に報告書が提出された。
株式会社 大坂工務店	盛岡市上飯岡6-56-1	廃棄物焼却炉	平成14年4月に施設を設置していたが、 設置届が未提出となっていたもの。	設置届出を提出するとともに、 早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導。
有限会社 吉田解体 作業所	住田町世田米字合地 沢143-2	廃棄物焼却炉	測定未実施のまま、年度途中で 休止状態に入り、測定を実施しな かったもの。	施設の再稼働後、早急に測定を 実施し、結果を報告するよう指導。
有限会社 気仙環境 保全鶏ふん炭化処理施設	住田町上有住字新田 94-252	廃棄物焼却炉 (2基)	平成19年7月に自主測定を実施 していたが、報告書が未提出とな っていたもの。	早急に測定結果を報告するよう 指導し、平成20年5月に報告書 が提出された。
千葉東農場	一戸町奥中山字西田 子192	廃棄物焼却炉	平成19年12月に自主測定を 実施していたが、報告書が未提出 となっていたもの。	早急に測定結果を報告するよう 指導し、平成20年6月に報告書 が提出された。

注1) 未報告施設のうち、未報告理由が「未測定」及び「その他」の施設について記載している。